平成２０年度地方税制改正（案）要旨

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置としての地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大並びに公益法人制度改革への対応等を実施することとし、次のとおり地方税制の改正を行うものとする。

第１　平成２０年度税制改正の主要項目

１　地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

また、喫緊の政治課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

(1) 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正

法人事業税の標準税率を次のとおりとし、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

① 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）１億円超の普通法人の所得割の標準税率

	現　行	改正案
年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
年 800 万円超の所得及び清算所得	7.2%	2.9%

② 資本金１億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

	現　行	改正案
年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超年 800 万円以下の所得	7.3%	4%
年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%

③ 特別法人の所得割の標準税率

	現　行	改正案

年 400 万円以下の所得	5%	2.7%
年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%
（特定の協同組合等の年 10 億円超の所得	7.9%	4.3%）

④　収入金額課税法人の収入割の標準税率

	現　行	改正案
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人の収入金額に対する税率	1.3%	0.7%

（注）３以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金 1,000 万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

(2) 地方法人特別税の創設

①　地方法人特別税の基本的な仕組み

イ　納税義務者等

地方法人特別税は、法人事業税（所得割又は収入割）の納税義務者に対して課する国税とする。

ロ　課税標準

法人事業税額（標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。）

ハ　税率

（イ）付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	148%
（ロ）所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	81%
（ハ）収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率	81%

ニ　申告納付

地方法人特別税の申告納付は、都道府県に対して、法人事業税と併せて行うものとする。

ホ　賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県において、法人事業税と併せて行うものとする。

ヘ　国への払込み

都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込むものとする。

②　適用期日

地方法人特別税は、平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

(3) 地方法人特別譲与税の創設

地方法人特別税の収入額を、使途を限定しない一般財源として都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。

地方法人特別譲与税の譲与の基準は以下のとおりとし、平成 21 年度から譲与する。

①　地方法人特別税の収入額から②の額を控除した額を、２分の１を人口で、他の２分

の１を従業者数であん分して譲与する。

② 前年度の地方交付税の算定における財源超過団体に対しては、今回の改正による減収額として算定した額が財源超過額の２分の１を超える場合、減収額として算定した額の２分の１を限度として、当該超える額を①による譲与額に加算する。

(4) その他

その他所要の措置を講ずる。

2 個人住民税における寄附金税制の拡充

(1) 控除対象寄附金の拡大等

① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを追加する。

② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は道府県民税について４％、市町村民税について６％とする。この場合において、都道府県が条例により指定した寄附金については道府県民税から、市区町村が条例により指定した寄附金については市町村民税からそれぞれ控除する。

③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 30%（現行 25%）に引き上げる。

④ 寄附金控除の適用下限額を５千円（現行 10 万円）に引き下げる。

(2) 地方公共団体に対する寄附金税制の見直し

都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記（1）の税額控除の適用に加え、当該寄附金が５千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額（個人住民税所得割の額の 10 分の１に相当する金額を限度とする。）の５分の２を道府県民税から、５分の３を市町村民税からそれぞれ税額控除する。また、申告手続については、納税者の利便を図るため、簡易な方法により行うことができるよう所要の措置を講ずる。

（注）上記（1）及び（2）の改正は、平成 21 年度分以後の個人住民税について適用する。

3 道路特定財源

(1) 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を 10 年延長する。

(2) 軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を 10 年延長する。

4 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大

(1) 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

① 上場株式等に係る譲渡所得等の 10%軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率（所得税７％、住民税３％）を廃止し、平成 21 年１月１日以後は 20%（所得税 15%、住民税５％）とする。

② 特例措置

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間)、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、10%（所得税７％、住民税３％）の軽減税率とする。

③　源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率（特別徴収税率）は 10%（所得税７%、住民税３%）の軽減税率とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が 500 万円を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

(2) 上場株式等の配当所得に対する課税

①　上場株式等に係る配当等の 10%軽減税率の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率（所得税７%、住民税３%）を廃止し、平成 21 年１月１日以後は 20%（所得税 15%、住民税５%）とする。

②　源泉徴収税率の特例措置

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間）に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に対する源泉徴収税率（特別徴収税率）は 10%（所得税７%、住民税３%）の軽減税率とする。

この場合において、その年中の７%源泉徴収（３%特別徴収）の対象となった上場株式等の配当等（年間の支払金額が１万円以下の銘柄に係るものを除く。）の金額の合計額が 100 万円を超える者については、その者がその年中に受け取った７%源泉徴収（３%特別徴収）された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は適用しない。

③　上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成 21 年１月１日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は 20%（所得税 15%、住民税５%）の税率による申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。

④　申告分離選択課税の税率の特例措置

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間)、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%（所得税７%、住民税３%）の軽減税率を適用する。

⑤　源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。

（注）上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成 22 年１月を目途）から適用する。

(3) 損益通算の特例

① 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前３年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとする。

（注）上記の改正は、平成 21 年分以後の所得税及び平成 22 年度分以後の住民税について適用する。

② 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設（源泉徴収口座内における損益通算）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率（特別徴収税率）を乗じて徴収すべき所得税（住民税）の額を計算することとする。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

（注）上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成 22 年１月を目途）から適用する。

5 公益法人制度改革に伴い、次のとおり措置を講ずる。

(1) 法人住民税・法人事業税について、以下の措置を講ずる。

① 法人住民税均等割

イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、最低税率を適用する。

ロ 博物館の設置又は学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人が収益事業を行わない場合には、非課税とする。

ハ 併せて、以下の改正を行う。

（イ）人格のない社団等で収益事業を行わないものについて、非課税とする。

（ロ）人格のない社団等、公益法人等（個別法において公益法人等とみなされるものを含み、独立行政法人を除く。）など資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く。）について均等割を課す場合には、最低税率を適用する。

② 法人住民税法人税割

法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

③ 法人事業税

イ 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税する。

ロ 法人事業税所得割について、法人税における取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

(2) 固定資産税及び都市計画税において、旧民法第 34 条法人が設置するものに対して非課税措置が講じられている施設について、以下の措置を講ずる。

① 公益社団法人又は公益財団法人が設置する施設について、旧民法第 34 条法人が設置するものと同様に非課税とする。

② 一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成 25 年度分まで非課税措置を継続する。

(3) 不動産取得税において、旧民法第 34 条法人が使用するために取得した場合に非課税措置が講じられている施設について、公益社団法人又は公益財団法人が使用するために取得した場合を非課税とする。

(4) 事業所税について、以下の措置を講ずる。

① 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に対する事業所税の課税の範囲については、法人税と同様とする。

② 公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人にあっては、法人税において収益事業課税が適用されるものに限る。）が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設について非課税とする。

(5) 特例民法法人について、旧民法第 34 条法人と同様の措置を講ずる。

(6) その他所要の措置を講ずる。

(7) 上記については、平成 20 年 12 月 1 日から適用する。ただし、(1) ①ハについては、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

第２　個人住民税

１　特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例について、当該株式に係る譲渡所得等の２分の１課税の特例は、所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。

２　医療費控除の対象範囲に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導のうち一定の積極的支援に係る費用の自己負担分を追加する。

３　上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大

(1) 上場株式等の譲渡所得等に対する課税（再掲）

① 上場株式等に係る譲渡所得等の 10％軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得等に係る税率については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10％軽減税率（所得税７％、住民税３％）を廃止し、平成 21 年１月１日以後は 20％（所得税 15％、住民税５％）とする。

② 特例措置

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間)、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち 500 万円以下の部分については、10％（所得税７％、住民税３％）の軽減税率とする。

③ 源泉徴収口座における源泉徴収税率の特例

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間）の源泉徴収口座における源泉徴収税率（特別徴収税率）は 10%（所得税７%、住民税３%）の軽減税率とする。

この場合において、源泉徴収口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額と源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額が 500 万円を超える者については、源泉徴収口座の譲渡所得等に係る申告不要の特例は適用しない。

(2) 上場株式等の配当所得に対する課税（再掲）

① 上場株式等に係る配当等の 10%軽減税率の廃止

居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）については、平成 20 年 12 月 31 日をもって 10%軽減税率（所得税７%、住民税３%）を廃止し、平成 21 年１月１日以後は 20%（所得税 15%、住民税５%）とする。

② 源泉徴収税率の特例措置

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間）に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。以下同じ。）に対する源泉徴収税率（特別徴収税率）は 10%（所得税７%、住民税３%）の軽減税率とする。

この場合において、その年中の７%源泉徴収（３%特別徴収）の対象となった上場株式等の配当等（年間の支払金額が１万円以下の銘柄に係るものを除く。）の金額の合計額が 100 万円を超える者については、その者がその年中に受け取った７%源泉徴収（３%特別徴収）された当該上場株式等の配当等について、申告不要の特例は適用しない。

③ 上場株式等の配当所得の申告分離選択課税の創設

平成 21 年１月１日以後に居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、当該居住者等は 20%（所得税 15%、住民税５%）の税率による申告分離課税を選択できることとする。なお、総合課税を選択することにより、配当控除等の適用も受けることができることとする。この場合において、申告する上場株式等の配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかの選択適用とする。

④ 申告分離選択課税の税率の特例措置

平成 21 年１月１日から平成 22 年 12 月 31 日までの間（２年間)、その年分に申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額のうち 100 万円以下の部分については、10%（所得税７%、住民税３%）の軽減税率を適用する。

⑤ 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ

居住者等が証券会社等の営業所を通じて上場株式等の配当等の支払を受ける場合において、当該居住者等が当該証券会社等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、当該配当等を当該源泉徴収口座に受け入れることができることとする。

（注）上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成 22 年１月を目途）から適用する。

(3) 損益通算の特例（再掲）

① 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の特例の創設

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき又はその年の前年以前３年内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額（前年以前に既に控除したものを除く。）があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除するものとする。

（注）上記の改正は、平成 21 年分以後の所得税及び平成 22 年度分以後の住民税について適用する。

② 源泉徴収口座内の上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額の計算の特例の創設（源泉徴収口座内における損益通算）

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、当該源泉徴収口座内における上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該配当等の額から当該譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率（特別徴収税率）を乗じて徴収すべき所得税（住民税）の額を計算することとする。

この場合において、当該上場株式等の譲渡損失の金額につき、申告により、他の株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る配当所得の金額から控除するときは、本特例の適用を受けた上場株式等の配当等については、申告不要の特例は適用しない。

（注）上記の改正は、証券会社等における特定口座のシステム開発等の準備が整った段階（平成 22 年１月を目途）から適用する。

(4) 資料情報制度等の整備

① 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書について、次の措置を講ずる。

イ 源泉徴収口座に係る特定口座年間取引報告書の税務署への提出を不要とする措置を廃止する。

ロ 特定口座年間取引報告書の記載事項に、源泉徴収口座に受け入れた配当等の額等を追加する。

（注）上記イの改正は、平成 21 年１月１日以後に源泉徴収口座において処理される上場株式等の譲渡に係る報告書について適用する。

上記ロの改正は、源泉徴収口座における上場株式等の譲渡所得と配当所得の損益通算（上記（3）②）の開始と同時に適用する。

② 10％（所得税７％、住民税３％）の軽減税率を適用する上場株式等の配当等については、配当等の支払調書を税務署へ提出しなければならないこととする。

③ 上場株式等の配当等の支払者又は支払事務取扱者は、当該配当等の支払を受ける者に対して、その支払う配当等の額等を記載した支払報告書を交付しなければならないこととする。ただし、源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等については、当該報告書の支払を受ける者への交付は要しないこととする。

また、上場株式等に係る配当所得の金額を申告する場合には、当該支払報告書又は源泉徴収口座の特定口座年間取引報告書を確定申告書に添付しなければならないこととする。

（注）上記②及び③の改正は、平成 21 年１月１日以後に支払う配当等について適用する。

(5) 源泉徴収義務の整備等

① 源泉徴収口座において損益通算が行われることに伴い、上場株式等の配当等に対する源泉徴収について、以下の措置を講ずる。

イ 証券会社を通じて支払をする上場株式等の配当等について、当該配当等の支払事務取扱者である証券会社を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。

ロ 公募株式投資信託の収益の分配に係る配当等について、当該配当等の支払事務取扱者（証券会社、銀行等）を源泉徴収義務者（特別徴収義務者）とする。

ハ 源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等について源泉徴収した所得税又は特別徴収した住民税の納付期限を、その徴収の日の属する年の翌年1月 10 日とする。

（注）上記の改正は、平成 22 年1月1日以後に支払う上場株式等の配当等について適用する。

② 個人が公募株式投資信託の終了又は一部の解約により交付を受ける金銭の額その他の資産の価額については、その全額を株式等譲渡所得等の収入金額とみなして課税することとする。

③ その他所要の整備を行う。

4 一定の贈与、相続又は遺贈により取得した特定口座内保管上場株式等であった上場株式等を、次に掲げる方法により受贈者、相続人又は受遺者の特定口座へ移管できることとする。

(1) 贈与により取得した上場株式等を当該受贈者の特定口座へ移管する際に、その受贈者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該受贈者の特定口座に移管する方法（当該受贈者の特定口座に既にその取得した上場株式等と同一銘柄の上場株式等を有していない場合に限る。）

(2) 相続又は遺贈により取得した上場株式等を当該相続人又は受遺者の特定口座へ移管する際に、その相続人又は受遺者が取得した上場株式等のうち同一銘柄の上場株式等をすべて当該相続人又は受遺者の特定口座に移管する方法

5 特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税制度は、適用期限の到来をもって廃止する。

6 次のとおり、個人住民税に公的年金からの特別徴収制度を導入する。

(1) 特別徴収の対象者

特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた者であって、当該年度の初日において国民年金法に基づく老齢基礎年金等（以下「老齢等年金給付」という。）の支払を受けている 65 歳以上のもの（以下「年金所得者」という。）とする。

ただし、次の場合等においては、特別徴収の対象としない。

① 老齢等年金給付の年額が 18 万円未満である場合

② 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合

(2) 特別徴収の対象税額

特別徴収の対象税額は、公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（以下「公的年金等に係る個人住民税額」という。）とする。

(3) 特別徴収の対象年金

特別徴収の対象年金は、老齢等年金給付とする。

(4) 特別徴収義務者

特別徴収義務者は、老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とし、年金保険者は老齢等年金給付の支払をする際に徴収した税額をその徴収した月の翌月の 10 日までに市町村に納入する義務を負う。

(5) 特別徴収に係る通知

年金保険者及び市町村は、特別徴収を行うに当たって、老齢等年金給付の年額、特別徴収税額等の情報について、経由機関を通じて通知する。

(6) 徴収の方法

① 特別徴収の対象である年金所得者については、当該年度の４月から９月までの間の老齢等年金給付の支払の際にそれぞれ前年度の２月において特別徴収の方法により徴収された額に相当する額を、10 月から翌年３月までの間の老齢等年金給付の支払の際にそれぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の３分の１に相当する額を、老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する。

② 新たに特別徴収の対象となった年金所得者については、当該年度の４月から９月までの間は公的年金等に係る個人住民税額の２分の１に相当する額を普通徴収の方法により徴収し、10 月から翌年３月までの間の老齢等年金給付の支払の際にそれぞれ公的年金等に係る個人住民税額から既に徴収した額を控除した額の３分の１に相当する額を老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収する。

(7) その他

その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成 21 年度から適用する（なお、特別徴収は、平成 21 年 10 月以後支払われる老齢等年金給付について実施する。）。

7 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を２年延長する。

8 肉用牛の売却による農業所得の個人住民税の課税の特例について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を３年延長する。

(1) 免税対象牛の売却頭数が年間 2,000 頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する。

(2) 免税対象牛の対象範囲から売却価額 50 万円以上の乳用種を除外する。

9 個人住民税における社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療等を追加する。

10 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市町村長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。

第３　法人住民税

１　中小企業者等の試験研究費の増加分に係る法人住民税の特例措置について、課税標準となる法人税額から控除する額を、次のいずれかの額を選択適用できる措置を講ずる。この場合の法人税額から控除する額の上限は、試験研究費の総額に係る税額控除とは別に、当期の法人税額の 10%相当額を限度とする。

(1) 平成 20 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の５％相当額を税額控除できることとする。

(2) 平成 20 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費の額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に税額控除割合を乗じた金額を税額控除できることとする。

（注）税額控除率は、次のとおりとする。

（試験研究費割合－10%）×0.2

２　中小企業者等の教育訓練費に係る法人住民税の特例措置について、労働費用に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である 0.15%以上の場合に、課税標準となる法人税額から控除する額を、教育訓練費の総額に、労働費用に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除割合（８％～12%）を乗じた金額にできる制度に改組したうえ、本措置を中小企業等基盤強化税制の中に位置付ける。

（注）税額控除率は、次のとおりとする。

$$8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労働費用}} - 0.15\%\right) \times 40$$

３　海上運送法の一部改正に伴い、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成 22 年３月 31 日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画（仮称）の認定を受けたものが、法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人住民税法人税割については、本制度により計算した法人税額を課税標準とする。

その他所要の措置を講ずる。

４　国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、租税条約の相手国との相互協議に係る徴収猶予制度を創設する。

(1) 徴収の猶予

租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合において、その申立てをした者が申請したときに、法人住民税又は法人事業税（相互協議の対象になるものに限る。）の徴収を猶予する制度を創設する。徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴する。

(2) 延滞金の免除

徴収の猶予をした法人住民税又は法人事業税に係る延滞金のうち猶予期間（申請の日が猶予した法人住民税又は法人事業税の納期限以前である場合には、申請の日から納期限までの期間を含む。）に対応する部分は、免除する。

(3) 国から地方団体への通知

国は、法人が移転価格税制に伴う相互協議の申立てをした場合等には当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の都道府県にその旨、移転価格税制により更正決定された法人税額等を通知する。

通知を受けた都道府県は関係都道府県及び関係市町村に通知する。

（注）上記の改正は、平成 20 年４月１日以後に行われる申請について適用する。

第４　法人事業税

１　医療法人等が行う中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療等について、事業税の課税標準の算定方法上特例措置を設ける。

２　ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガス事業法に規定する大口供給に応じるガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を２年間に限り講ずる。

３　無償減資等を行った法人に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

４　海上運送法の一部改正に伴い、海上運送法の一部改正法の施行の日から平成 22 年３月 31 日までの間に改正後の海上運送法に規定する安定海上運送確保計画（仮称）の認定を受けたものが、法人税において本制度の適用を選択した場合において、法人事業税所得割の課税標準である所得については、本制度により計算した所得とする。

その他所要の措置を講ずる。

５　社会医療法人について、所要の措置を講ずる。

第５　不動産取得税関係

１　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の２分の１に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を平成 23 年３月 31 日まで講ずる。

２　周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の２分の１に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を２年間に限り講ずる。

３　都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域及び都市再生整備計画の区域並びに中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域において取得する一定の新築家屋（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の 10 分の１に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を２年間に限り講ずる。

4　長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の施行の日から平成 22 年３月 31 日までの間に取得された新築の長期耐用住宅（仮称）について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して都道府県に申告がされた場合には、当該住宅の課税標準から 1,300 万円を控除する。

（注１）上記の措置は、新築住宅に係る現行の特例措置に代えて適用する。

（注２）床面積等の要件は、新築住宅に係る現行の特例措置と同様のものとする。

5　観光旅客の来訪及び滞在の促進による観光圏の活性化に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法に規定する協議会の構成員のうち公益社団法人又は公益財団法人等が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税について、所要の措置を講ずる。

6　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等により譲渡を受けた一定の不動産に係る不動産取得税について、所要の措置を講ずる。

7　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格から従前の家屋の価格に相当する額を控除する課税標準の特例措置を２年間に限り講ずる。

8　農業協同組合又は農業協同組合連合会の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する不動産に係る不動産取得税の非課税措置について、対象に漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が現物出資により設立する株式会社又は合同会社を加える。

9　投資信託により取得する一定の不動産及び投資法人が取得する一定の不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適格機関投資家の範囲について、所要の見直しを行う。

10　次に掲げる課税標準の特例措置等の適用期限を延長する。

(1) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の２倍（200 平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を２年延長する。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域内にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(3) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(4) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する農地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(5) マンション建替事業の施行に伴いやむを得ない事情により権利変換を希望しない旨の申出をした者が施行マンション内で行っていた事業を引き続き行うための当該事業の用に供する土地等（住宅の用に供するものを除く。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(6) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する特定用途港湾施設

のうち輸出入に係るコンテナ荷さばきを行うための家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(7) 移転補助を受け土砂災害特別警戒区域から移転する者が従前の不動産に代わるものとして区域外に取得する不動産（住宅の用に供するものに限る。）に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(9) 農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る不動産取得税の納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を５年延長する特例措置の適用期限を２年延長する。

(10) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の一定の要件に該当し、贈与税の納税猶予の継続を認められたときに係る不動産取得税の徴収猶予の特例措置の適用期限を３年延長する。

11　次のとおり課税標準の特例措置等を縮減合理化する。

(1) 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を家屋新築の日から６月を経過した日とする不動産取得税の規定について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外する。

(2) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定に基づく資金の貸付けを受けて森林組合等が取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

(3) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の２倍（200 平方メートルを限度）相当額の減額）について、対象から独立行政法人都市再生機構から購入した住宅を従業員に譲渡する場合を除外する。

(4) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から１年（本則６月）を経過した日に緩和する不動産取得税の特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等を除外したうえ、その適用期限を２年延長する。

(5) 国の補助金又は交付金の交付を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、当該施設が農業近代化資金等の貸付けを受けている場合における特例措置の重複適用を廃止したうえ、その適用期限を２年延長する。

(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を２年延長する。

(7) 独立行政法人都市再生機構が一定の業務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象区域を都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整

備地域、中心市街地の活性化に関する法律に規定する中心市街地の区域及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災再開発促進地区としたうえ、その適用期限を２年延長する。

12　次のとおり非課税措置等を廃止する。

(1) 土地改良法の規定により取得する埋立地又は干拓地に係る不動産取得税の非課税措置を廃止する。

(2) 独立行政法人空港周辺整備機構が航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地で公用又は公共の用以外のものに係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

(3) 軽自動車検査協会が軽自動車の検査事務の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

(4) 外客誘致法に規定する認定構想推進事業者のうち民法第 34 条の法人が取得する重要文化財等に指定又は登録された家屋及び土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止する。

第６　自動車税

１　自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を、税収中立を前提に、次のとおり軽減対象を重点化し、２年延長する。

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成 20 年度及び平成 21 年度に新車新規登録された以下の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずる。

① 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成 22 年度燃費基準値より 25%以上燃費性能の良いもの並びに電気自動車及び一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

② 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成 22 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

(2) 環境負荷の大きい自動車

平成 20 年度及び平成 21 年度に下記の年限を超えている自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、その翌年度から次の特例措置を講ずる。

① ディーゼル車で新車新規登録から 11 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

② ガソリン車又はＬＰＧ車で新車新規登録から 13 年を経過したものについて、税率を概ね 100 分の 10 重課する。

２　自動車税について、構造等変更検査時にも納税確認を行うこととする。

（注）道路運送車両法の改正

第７　固定資産税関係

１　能登半島地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の４年間２分の１減額する措置を、地震発生日以後、平成 23 年３月 31 日までの間に取得したものに限り講ずる。

２　新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして一定の被災地域内で取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の４年間２分の１減額する措置を、地震発生日以後、平成 23 年３月 31 日までの間に取得したものに限り講ずる。

３　長期耐用住宅等の整備の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の施行の日から平成 22 年３月 31 日までの間に新築された長期耐用住宅（仮称）について、認定を受けて建てられたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、新築から５年度分（中高層耐火建築物にあっては７年度分）に限り、当該住宅に係る税額（１戸当たり 120 ㎡相当分までに限る。）の２分の１を減額する。

（注１）上記の措置は、新築住宅に係る現行の特例措置に代えて適用する。

（注２）床面積等の要件は、新築住宅に係る現行の特例措置と同様のものとする。

４　省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

(1) 平成 20 年１月１日に存していた住宅で、平成 20 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までの間に一定の省エネ改修工事を行ったもの（賃貸住宅を除く。）について、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、当該住宅に係る固定資産税の税額（１戸当たり 120 ㎡相当分までに限る。）の３分の１を減額する。

(2) 減額を受けようとする納税義務者は、改修後のそれぞれの部位が省エネ基準に適合することとなったことにつき、証明書を添付して、改修後３月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

５　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の認定を受けた事業者が取得する一定のバイオ燃料製造設備に係る固定資産税について、所要の税制上の措置を講ずる。

６　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財に指定された伝統芸能の公演のための専用施設の用に供する家屋及び土地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を平成 22 年度までの各年度分に限り、価格の２分の１とする措置を講ずる。

７　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業等を実施する路線において取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、所要の措置を講ずる。

８　広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置につい

て、対象に衛星インターネット通信用無線設備の子局側無線設備を追加したうえ、その適用期限を２年延長する。

9　整備新幹線の開業に伴い旅客鉄道株式会社より譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の 20 年間（現行 10 年間）価格の２分の１とする。

10　次に掲げる非課税措置等の適用期限を延長する。

(1) 特定都市河川浸水被害対策法に基づき都道府県知事等の許可を要する雨水浸透阻害行為に伴い設置される一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の家屋に係る固定資産税の減額措置の適用期限を２年延長する。

(3) 鉄軌道事業者が取得する新造車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化に資する一定の構造を有する車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(4) 鉄軌道事業者等が政府の補助を受けて実施する駅の耐震補強工事により取得する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(5) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を２年延長する。

(6) 高齢者向け優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を２年延長する。

(7) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(8) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校地内の校舎の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(9) 火薬類取締法の規定による許可を受けた者が公共の危害防止のために設置する土堤及び防爆壁に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(10) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の機関車又はコンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(11) 第三セクターが政府の補助を受けて取得し、日本貨物鉄道株式会社が借り受ける鉄道貨物輸送の効率化のための線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(12) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(13) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が港湾法に規定する無利子貸付けを受けて選定事業により整備する一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を２年延長する。

(14) 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を２

年延長する。

11　次のとおり課税標準の特例措置を縮減合理化する。

(1) 卸売市場機能高度化事業を行う地方卸売市場の開設者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の５年間価格の３分の２（現行２分の１）としたうえ、その適用期限を２年延長する。

(2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を屋根及び側壁を有する一定規模以上の発酵施設に限定したうえ、その適用期限を２年延長する。

(3) 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を最初の５年間価格の４分の３（現行３分の２）としたうえ、その適用期限を２年延長する。

(4) 信頼性向上施設整備事業により新設された電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、高信頼伝送装置の課税標準を最初の５年間価格の６分の５（現行５分の４）としたうえ、その適用期限を２年延長する。

(5) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を２年延長する。

①　食品循環資源再生処理装置については、対象を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に規定する再生利用事業計画の認定を受けた事業者が取得する一定のものに限定したうえ、課税標準を最初の３年間価格の３分の２（現行５分の４）とする。

②　対象から建設汚泥再生処理装置、廃木材乾燥熱圧装置及び古紙他用途利用　製品製造装置を除外する。

(6) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その適用期限を２年延長する。

①　対象から自動車等破砕物処理施設を除外する。

②　鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設、廃ＰＣＢ等処理施設及び産業廃棄物焼却溶融施設については、課税標準を価格の３分の１（現行６分の１）とする。

③　窒素酸化物燃焼改善設備及び湖沼水質保全特別措置法の指定施設に係る汚水処理施設については、課税標準を価格の４分の３（現行３分の２）とする。

④　ダイオキシン類に係る処理施設については、課税標準を価格の２分の１（現行３分の１）とする。

⑤　揮発性有機化合物排出抑制施設に係る優良更新施設については、課税標準を価格の３分の２（現行２分の１）とする。

(7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定事業計画に基づき鉄軌道事業者等が既設の駅において実施する改良工事により取得する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象からエスカレーターを除外したうえ、その適用期限を２年延長する。

(8) 外貿埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る固定資産税及び都市計

画税の課税標準の特例措置について、対象を既設分のコンテナ埠頭に限定したうえ、その適用期限を２年延長する。

(9) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を価格の３分の２（現行２分の１）としたうえ、その適用期限を２年延長する。

(10) 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を２年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の３分の２（現行２分の１）とする。

(11) 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を２年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の３分の２（現行２分の１）とする。

(12) 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を２年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の３分の２（現行２分の１）とする。

(13) 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、適用期限を２年とし、所要の措置を講じたうえで、その課税標準を価格の３分の２（現行２分の１）とする。

12　次のとおり課税標準の特例措置を廃止する。

(1) バイオテクノロジーの試験研究用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(2) 電子計算機を管理する者が、外部から通信ネットワークを介して流通する情報により電気通信回線に接続された電子計算機に障害が発生することを防止するために取得する一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(3) 農業協同組合等が所有し、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(4) 地域エネルギー利用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

(5) 石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する流出油等防止堤に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廃止する。

13　鉄道の安全対策に係る補助金の再編に伴い、所要の規定の整備を行う。

14　固定資産税において、償却資産の評価額を理論帳簿価額が上回る場合に理論帳簿価額を償却資産の価格とする制度を廃止する。

第８　特別土地保有税

・　特別土地保有税の徴収猶予の根拠となっている非課税措置等について、所要の措置を講ずる。

第９　自動車取得税

1　平成 21 年自動車排出ガス規制に適合した自動車（ディーゼル乗用車に限る。）について、当該自動車の取得が平成 20 年４月１日から平成 21 年９月 30 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 100 分の１、平成 21 年 10 月１日から平成 22 年３月 31 日までの間に行われたときは自動車取得税の税率から 1,000 分の５を軽減する特例措置を講ずる。

2　国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を２年延長する。

3　自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を 10 年延長する。（再掲）

4　排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、２年延長する。

(1) 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成 22 年度燃費基準値より 25%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から 30 万円を控除する。

(2) 平成 17 年自動車排出ガス基準値より 75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成 22 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いものについて、取得価額から 15 万円を控除する。

5　車両総重量が 3.5ｔを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって平成 21 年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度を目標とした重量車燃費基準を満たしたもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る自動車取得税の税率の特例措置について、次のとおり重点化したうえ、その適用期限を２年延長する。

(1) 車両総重量が 3.5ｔを超え 12ｔ以下の低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成 20 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までの間に行われたときは２％とする。

(2) 車両総重量が 12ｔを超える低公害トラック等について、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成 20 年４月１日から平成 21 年９月 30 日までの間に行われたときは２％、平成 21 年 10 月１日から平成 22 年３月 31 日までの間に行われたときは１％とする。

第 10　軽油引取税

1　軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を 10 年延長する。（再掲）

2　農業用機械の動力源に供する軽油に対する課税免除措置の対象に、基幹的な作業の全てを受託する農作業受託者を加える。

第 11　狩猟税

・　鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（仮称）に規定する対象鳥獣捕獲員（仮称）に係る税率について、次の措置を５年間に限り講ずる。

(1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る税率を通常の税率の２分の１とする。

(2) (1) の登録を受けている者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合に受ける狩猟者の登録に係る税率を通常の税率の２分の１とする。

第 12　事業所税

１　特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置の適用期限を１年延長する。

２　次のとおり非課税措置等を縮減合理化する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら廃棄物の処理の事業の用に供する施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から専ら廃棄物の収集又は運搬の事業の用に供する施設を除外したうえ、その適用期限を２年延長する。

(2) 一定の公益法人等が学生又は生徒のために行う事業に対する非課税措置について、対象を学校法人（私立学校法第 64 条第４項の規定により設立された法人を含む。）が行うものに限定する。

(3) 公害防止用施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理施設を除外する。

(4) 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される一定の施設に対する資産割に係る課税標準の特例措置について、対象から大規模野菜低温貯蔵庫を除外する。

(5) 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む者のうち移動電話事業者が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置を廃止する。

第 13　国民健康保険税

１　後期高齢者医療制度の創設に併せて、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に 75 歳に到達する者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において、同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者が国民健康保険税について減額措置を受けられるよう、所要の措置を講ずる。

２　国民健康保険税における課税限度額については、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、基礎課税額に係る課税限度額を 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 12 万円とする。

第 14　その他

１　外国法人における恒久的施設の取扱いについて、所要の措置を講ずる。

２　日本年金機構について、所要の措置を講ずる。

３　独立行政法人緑資源機構等の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

４　地方団体の徴収金の納税証明書について、地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたこ

とがないことの証明事項については、その交付請求書を提出する日の３年前の日の属する会計年度以後の会計年度に係るものとする。

５　高速自動車国道（新直轄方式）に係る地方道路譲与税等の規定の整備を行う。